

広報薩摩川内読者プレゼント企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報薩摩川内への投稿の動機づけを図るとともに、本市内の優良な企業・産物のPR、またコロナ禍で落ち込む飲食店の利用促進を図ることを目的とするプレゼント企画を広報薩摩川内に掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置等)

第2条 プレゼント企画は、原則として広報薩摩川内「読者のひろば」ページで紹介するものとする。

2 プレゼント企画の具体的な掲載位置、大きさ及び表現は、市が指定する。

3 プレゼント企画の掲載は、原則として1号につき1件とする。

(プレゼントの基準)

第3条 プレゼントは、原則として市内に主たる事業所を有する事業者が製造又は販売するものとする。

2 プレゼントは、原則として有体物又はサービスの提供とする。

(プレゼントの規格)

第4条 プレゼントは概ね 1,000 円程度相当で2名様以上のお食事代や商品等とする。

2 プレゼントは、原則として無償で引換ができるものとする。

3 プレゼントの引換期限は、原則として掲載号の次の月から起算して最低でも1カ月は設けるものとする。

(プレゼントの募集)

第5条 プレゼント提供者の募集は、広報薩摩川内、薩摩川内市ホームページ等により公募するものとする。

2 プレゼント提供希望者は、この要領を熟覧の上これを遵守し、広報薩摩川内プレゼント提供申込書を未来政策部長に提出するものとする。

(原稿の作成)

第6条 掲載事業者は原稿作成に必要な紹介文、データ、撮影機会等を市が求めた場合は、対応する。

2 市は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

3 市は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼントの提供方法)

第7条 プレゼントは原則として、市が作成する引換券または各事業者が準備する引換券により掲載事業者の本市内の店頭において引き換えるものとする。

2 当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。

3 引換券には、シリアルナンバー及び使用期限を印字するものとする。

4 掲載事業者は引換期限内に引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。

5 前項の提供が直ちにできない場合は、掲載事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

6 掲載事業者はプレゼントの提供をする際に、引換券を持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を科すこと又は割引券等プレゼント以外の利益を与えることとしてはならないものとする。

(情報提供及び二次利用)

第8条 市は、掲載事業者に対して、プレゼントの引換に必要な情報(個人情報を除く。)を提供する。

(損害賠償)

第9条 市は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

(掲載事業者の責務)

第10条 プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項は、秘書広報課において定めるものとする。